

令和3年度第7回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年10月13日(水) 午後1時30分から午後3時25分

2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール

3. 出席委員 (22名)

会長	4番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵	緑
委員	1番	安東和彦	委員	14番	福安	修
〃			〃	15番	上田	壽一
〃	3番	河毛早苗	〃	16番	藏内	敏博
〃	5番	下田義男	〃	17番	砂川	重雄
〃	7番	建部憲二	〃	18番	依藤	利一
〃	8番	川上信温	〃	19番	竹森	潔
〃			〃	20番	香川	恵
〃	10番	福田克彦	〃	21番	柳田	和廣
〃	11番	中村精	〃	22番	石谷	隆
〃	12番	福田淳一郎	〃	23番	加藤	修
〃	13番	山田準二	〃	24番	岩永	正司

4. 欠席委員 (2名)

委員	2番	村田幸範	委員	9番	猪口	実
----	----	------	----	----	----	---

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 18名)

旧市	霜田英之	せんだい	川口賢司
高草	宮本計温	湖東	佐々木文仁
湖南	上根邦十郎	国府町	山脇隆
国府町	福田恵	国府町	小林徹
福部町	平林久雄	福部町	谷口泰彦
河原町	漆原清志	河原町	藤田孝男
用瀬町	池本和明	気高町	田中清晴
鹿野町	橋本和夫	青谷町	山田千也子
青谷町	伊藤茂	青谷町	大石剛史

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第40号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第41号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第42号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第46号	農地転用事業計画変更申請について
議案第43号	非農地証明について
議案第44号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第45号	鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 田中局長補佐 堀係長 坂本主任 西村会計年度任用職員

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
事務局 長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和3年度第7回鳥取市農業委員会総会を開会します。</p> <p>(鳥取市農業委員会憲章唱和)</p>
事務局 長	<p>会長あいさつをお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
事務局 長	<p>最初に定足数の確認を行います。本日は議席番号2番の村田委員、議席番号9番の猪口委員より欠席の報告をいただいています。24名中、22名の出席ということで、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、本会は成立していることを報告します。</p> <p>以降につきましては、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、議席番号7番建部委員、8番川上委員をお願いします。</p> <p>それでは、議事に入ります。議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号18番から27番まで10件ありますが、整理番号23番、用瀬町安蔵につきましては、取り下げになっておりますので、全部で9件の審議案件となっております。あと1か所訂正させていただきたいところがあります。整理番号21番、国府町高岡の現況が田となっておりますが、正しくは畑ですので訂正をお願いします。</p> <p>整理番号19番と21番が贈与になっていますが、そのほかは売買による所有権移転となっております。</p> <p>また、整理番号25番と26番は、所在地が隣接していきまして、譲受人が同じ人になっておりますので、一括して審議していただけたらと思います。</p> <p>整理番号27番は新規就農される方が、気高町上光、鹿野町広木の農地を取得されたということになっております。そのため申請面積がそのまま取得後の経営面積になっています。以上すべての申請が、農地法第3条第2項の各号の許可をすることができない事項に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えられます。</p>
議長	<p>議案第40号整理番号18番を審議します。担当推進委員、霜田委員の報告をお願いします。</p>
霜田委員	<p>私と農業委員、事務局、譲受人の4名で現地を確認しました。現地は譲受人の家のすぐ前にありまして、元々譲受人が所有していたものが、いろいろありまして譲渡人の所有になったものを買戻すものです。現状は畑でありまして、畑として利用されています。チェックリストに基づいてチェックを行いましたが無ら問題ありませんでした。</p>
議長	<p>引き続き担当農業委員、河毛委員の報告をお願いします。</p>
河毛委員	<p>推進委員の言う通りチェックシートに基づいて無ら問題ありません。</p>
議長	<p>質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決に入ります。</p> <p>整理番号18番につきまして原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。</p>

		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案のとおり許可決定といたします。 整理番号19番を審議します。担当推進委員、川口委員の報告をお願いします。
川口委員		私と農業委員、事務局の3名で現地確認しました。経営面積は10,000㎡となっており、農機具、人員等問題はありません。
議	長	引き続き担当農業委員、上田委員の報告をお願いします。
上田委員		推進委員から報告がありましたが、チェックシートに基づいて何ら問題ないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので採決に入ります。 整理番号19番につきまして原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案のとおり許可決定といたします。 続きまして整理番号20番を審議します。担当推進委員欠席のため、担当農業委員、岩永委員の報告をお願いします。
岩永委員		推進委員欠席のため私の報告のみとなります。申請地は、他の人が耕作されていたが、もう年なのでできないといわれた為、譲渡人の親戚である譲受人が引き受けるものです。農機具等もいろいろ持っておられまして何ら問題ありません。チェックシートの方もすべて何ら問題ありません。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので採決に入ります。 整理番号20番につきまして原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案のとおり許可決定といたします。 続きまして整理番号21番を審議します。担当推進委員、福田委員の報告をお願いします。
福田(恵)委員		私と農業委員、事務局で、譲受人の立会のもとに現地確認しました。譲渡人は体調が悪いということで、土地の整理を進めており、10年以上前から譲受人が畑として使っていた。今回は無償譲渡ということで、今後も畑として利用することを確認しました。チェックシートに照らし合わせても問題ないということを確認します。
議	長	続きまして担当農業委員、福田委員の報告をお願いします。
福田(克)委員		推進委員が報告した通りで、チェックシートに照らしましても問題ないと考えます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	ないようですので採決に入ります。 整理番号 2 1 番につきまして原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案のとおり許可決定といたします。 続きまして整理番号 2 2 番を審議します。担当推進委員、藤田委員の報告をお願いします。
藤 田 委 員		私と農業委員、譲受人の 3 名で現地確認しました。譲渡人は他県に住んでおり、高齢のため電話でいろいろと確認しました。これまでは同じ集落の方が耕作していたが、この方も高齢になられ農地の管理ができず、このままでは近隣の農地に迷惑がかかるということで、譲受人と相談し合意されたものです。譲受人は現在、個人事業主ではあるが、休日には農業に従事している。農業後継者でありチェックシートに照らして何ら問題ないと報告します。
議	長	引き続き担当農業委員、田渕委員の報告をお願いします。
田 渕 委 員		先月 3 条で譲受人が購入した土地の隣となります。これまでも草刈りをされている土地となっています。今後も営農されると思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので採決に入ります。 整理番号 2 2 番につきまして原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案のとおり許可決定といたします。 続きまして整理番号 2 4 番を審議します。担当推進委員、平林委員の報告をお願いします。
平 林 委 員		今回の申請地は、これまでも畑として利用されており、引き渡し後も畑として利用する予定です。周辺の農地に影響を及ぼすことはないと思います。本家から分家に譲渡するものです、チェックシートに照らし合わせても何ら問題ないと思います。
議	長	続きまして担当農業委員、香川委員の報告をお願いします。
香 川 委 員		推進委員が説明した通り何ら問題がないことを報告します。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので採決に入ります。 整理番号 2 4 番につきまして原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案のとおり許可決定といたします。 続きまして整理番号 2 5 番、2 6 番を一括して審議します。担当推進委員、宮本委員の報告をお願いします。
宮 本 委 員		農業委員、推進委員、4 名で現地確認しました。草が生えていましたが樹木はありませんでした。現地を確認後、譲受人に確認したところ、規模拡大のため譲受人の要望によるものであるとのこと。取得後は該当地を整理した後シイタケ栽培等をやりたいとの

事。このまま放置したり、農地以外に転用したりすることはないですかと聞いたところ転用することはないとはっきり回答されました。特に懸念されることはありませんでした。

議長 続きまして担当農業委員、依藤委員の報告をお願いします。

依藤委員 今、推進委員が報告した通りですが、実際この申請地に行くのに約10kmあります。また、この農地は遊休農地でありまして、この農地を将来的に営農をつづけられるのか心配ですが、頑張りたいという話を信じて許可したいと思います。

議長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。
整理番号25番、26番につきまして原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認め、本案は原案のとおり許可決定といたします。
続きまして整理番号27番を審議します。担当推進委員、橋本委員の報告をお願いします。

橋本委員 農業委員と現地を確認しました。譲渡人は年に4～5回帰ってきて草刈り等きれいに管理されています。譲受人につきましては、農業委員が直接話をしていますのでそちらで報告をお願いします。

議長 担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。

砂川委員 譲渡人は家屋敷山林全てを売り払っている。管理をするためだけに年に数回帰ってこられ草刈りをするということが何年か続いております。
譲受人は、家族が京都に住んでいて、もう少ししてから本格的に始めるつもりだが、本人は来年から米を作りたいとの事です。申請地は限界集落で受け手がなく、私は隣村なので、できるだけサポートをしたいと考えています。本人はやる気満々なので、勉強していただいてやってほしいと思う。
チェックシートも問題なく、農機具はとりあえずリースとか、頼んでやりたいとの事です。家屋も一緒に購入するとの事。

議長 質問、意見はありますか。山田委員。

山田(準)委員 新規就農ということだが、今後の経営の中身を教えてほしい。この面積だけでは食べていけないと思う。どういう経営を目指しているのか。

砂川委員 ビジネスで農業で食べていくというのではなく、老後の夢の延長線上でやりたいということです。

山田(準)委員 農業はするが、基盤は他の収益で賄うということですね。

砂川委員 最終的に農業収益を目指すかもしれませんが、私としてはそれでもいいのかなと考えています。

議長 今、定年帰農という考えがあり、これからも増えてくると思われますし、農地を守るという観点で就農してもらいたいと思います。

		そのほか意見はありませんか。 (意見なし)
議	長	ないようですので採決に入ります。 整理番号27番につきまして原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案のとおり許可決定といたします。 以上で議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 引き続き議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号は14番、申請地は福部町細川、転用目的は住宅建築となっております。農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続となっております。
議	長	それでは、議案第41号の整理番号14番と議案第42号の整理番号36番は同じ対象者の案件となっておりますので、一括で審議してよろしいでしょうか。 (異議なし)
議	長	それでは、担当推進委員、谷口委員の報告をお願いします。
谷 口 (泰) 委 員		申請者の家が老朽化し、その横に申請人の農地があり、そこに新たに住宅を建てるということです。農業委員と事務局と現地確認しまして、何の問題もないということを報告します。 続いて議案第42号整理番号36番の方ですが、住宅の持ち分が分割されていて、4条の申請人が持ち分5分の1、残りを息子夫婦が持つものです。何ら問題ないと思います。
議	長	引き続き担当農業委員、香川委員の報告をお願いします。
香 川 委 員		推進委員が報告した通り問題ありません。チェックシートに照らしあわせても問題ないことを確認しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので採決に入ります。 整理番号14番、議案第42号の整理番号36番につきまして原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案のとおり許可決定といたします。議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について」は以上です。
議	長	続きまして、議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号は32番から40番となっております。整理番号33番は欠番となっております。整理番号の40番は取り下げになりました。 整理番号32番、申請地は国府町庁、転用目的は墓地となっております。農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号34番、青谷町井手、転用目的は倉庫となっております。農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。

整理番号35番、福部町細川、転用目的は太陽光発電施設となっています。農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。

整理番号36番は先ほど4条と一括審議されましたので、次は整理番号37番、申請地は松原となっております。面積ですが446ではなくて46㎡です。訂正していただけたらと思います。254㎡と46㎡で合計300㎡です。転用目的としては住宅建築、農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続となっています。

整理番号38番、青谷町奥崎、転用目的は墓地となっています。農地区分は第1種農地、許可根拠は集落接続となっています。

整理番号39番、青谷町小畑、転用目的としては車庫となっています。農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。

議 長 整理番号32番を審議します。担当推進委員、小林委員の報告をお願いします。

小林（徹）委員 私と農業委員、事務局で現地確認しました。墓地移転で、周りにも墓地があるところ
委員 です。現在の墓地は山の上にあります。高齢で墓参りが大変であるということで、近
委員 くの畑に移転するものです。現地はいま使用していません。そこは集落に近く、楽にな
委員 るとと思います。申請に対する弊害等につきましては一切ありません。すべて支障がない
委員 状態となっています。

議 長 引き続きまして、担当農業委員、藏内委員の報告をお願いします。

藏内委員 現地確認の結果につきましては、推進委員の報告のとおりです。何ら問題ありませ
委員 せん。承認相当と考えます。

議 長 質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号32番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定しました。
整理番号34番を審議します。担当推進委員、大石委員の報告をお願いします。

大石委員 農業委員、事務局、譲渡人で現地を確認しました。チェックシートに基づいて確認し
委員 ましたが、何も問題ありませんでした。

議 長 引き続き担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。

竹森委員 当該地の現状は砂地で耕作放棄地です。北側は海水浴客やサーファー等の駐車場があ
委員 り、その先は海です。東側及び南側は公道に面しており、西側は耕作放棄状態の畑で
委員 す。畑の所有者からは承諾書をもらっています。転用により周辺農地にかかる営農に支
委員 障はないということです。被害防除計画書の内容も妥当と判断して周辺に影響を及ぼす
委員 ような問題はないと思われま。許可後には遅滞なく実施されると思います。

議 長 質問・意見はありませんか。
(質疑・意見なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。
整理番号34番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定いたします。

		<p>続きまして整理番号35番を審議します。担当推進委員の谷口委員、報告をお願いします。</p>
谷口委員	(泰)	<p>息子さんの合同会社が太陽光発電施設に転用するというものです。農業委員と私と事務局の3人で現地確認しました。申請地は道に挟まれているような地形で、周りに田はありますが、あまり耕作されていないところで、場所としては支障がないところと思われます。隣地の承諾がとってなかったので、できるだけ取るように話をしたところです。承諾はないですが問題ないと思われます。</p>
議長		<p>続きまして、担当農業委員、香川委員の報告をお願いします。</p>
香川委員		<p>推進委員が説明した通り問題ありません。南側に農業用倉庫がありますが、そのほかは道路や公共の水路に囲まれており、周辺に影響を及ぼす農地はないということを確認しました。</p> <p>しかし、隣の倉庫の方には、今回つけてありませんけど、きちっと隣の方から承諾を取ってくださいと依頼し、倉庫の方からは、この間話があったということ聞いています。もう1か所も農業に支障をきたすような場所でないことを確認しましたので報告します。</p>
議長	長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長	長	<p>ないようですので、採決に入ります。 整理番号35番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定しました。 続きまして整理番号37番を審議します。担当推進委員、上根委員の報告をお願いします。</p>
上根委員		<p>農業委員と一緒に現地確認を行いました。許可根拠は集落接続で、譲受人は譲渡人の孫ということで、隣に住宅を建築するというので、チェックシートでチェックしましたが問題ありません。</p>
議長	長	<p>引き続き担当農業委員、福田委員の報告をお願いします。</p>
福田委員	(淳)	<p>この案件は、4世代が住んでいる大家族で、分家住宅を建てるということです。</p>
議長	長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長	長	<p>ないようですので、採決に入ります。 整理番号37番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定いたします。続きまして整理番号38番を審議します。推進委員は欠席ですので、担当農業委員、石谷委員の報告をお願いします。</p>
石谷委員		<p>推進委員が欠席のため、私だけの報告となります。推進委員、事務局、私、譲受人で現地を確認しました。山の中にある墓を近くにしたいということで、周辺住民の了解は取ってあります。チェックシートに照らし合わせても、問題なく許可できる案件と判断</p>

		しました。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号38番について、原案のとおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可決定といたします。引き続き整理番号39番を審議します。担当推進委員、山田委員の報告をお願いします。
山田(千)委	員	農業委員、申請者、私の3人で現地確認しました。周りには農地がなく、自宅前の農地で、隣人の許可ももらっている。チェックシートに照らしても何ら問題ありません。許可が下り次第、車庫を建てられるとの事です。
議	長	続きまして担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。
竹森委員		推進委員が報告した通りです。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。整理番号39番について、原案通り許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり許可決定といたします。 以上で議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終了します。 追加資料が配布されていると思います。議案第46号「農地転用事業計画変更申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号は4番、一時転用となっています。申請地は伏野地内、転用目的は砂利採取、変更内容といたしましては、期間延長となっています。
議	長	それでは、担当推進委員、佐々木委員の報告をお願いします。
佐々木委員		農業委員、推進委員3名の4名で立会しました。現況は周辺にネットが張っており、表土は集められ、1か所に積んでありました。今回の申請は期間延長ということで、これは、需要と供給のバランスで、需要がなかったという説明でした。ここしばらく需要はなく、延長はやむを得ないと思いました。
議	長	引き続き担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川上委員		推進委員の報告のとおりでありまして、表土だけ取った状態で、本日まで来ている状況です。需要がなければ致し方ないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。議案第46号整理番号4番について、原案通り許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)

議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり許可決定といたします。
議	長	以上で議案第46号「農地転用事業計画変更申請について」を終了します。
議	長	引き続き議案第43号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		整理番号は99番から106番、合計8件となっています。整理番号99番と103番は、市街化区域になっております。
		申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載のとおりです。
議	長	報告は推進委員をお願いします。整理番号99番を審議します。事務局の報告をお願いします。
事	務	局
		整理番号99番、申請地は湖山町南5丁目、現況は、約30年前に車庫を建築し使用していたが、一昨年建物を取り壊し、現在は駐車場として使用している。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となっております。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号99番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号100番を審議します。担当推進委員、漆原委員の報告をお願いします。
漆	原	委
		員
		事務局と農業委員、私の3名で現地確認しました。山間地の奥の方で、現在、原野化、山林化しています。申請者は両親から遺産相続したもので、県外に住所があり鳥取に帰ってくる予定はないということで、今後もこのままでいくことを確認しました。20年以上前から何も作っていないということで、現状となっているようです。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	ないようですので、採決に入ります。 整理番号100番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 続きまして整理番号101番を審議します。 担当推進委員、田中委員の報告をお願いします。
田	中	(清)
委	員	
		農業委員、事務局、私で現地確認しました。申請地は河内川に隣接していて、国道から少し入ったところになります。市営住宅団地の中にあります。平成12年頃から実施された造成地で、現在も、市営住宅が建っており問題ないと思います。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号101番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 続きまして整理番号102番を審議します。担当農業委員、岩永委員の報告をお願いします。
岩永委員		推進委員と事務局、3名で現地を確認しました。現地は果樹園跡で木は全部伐採されており雑木林になっています。現地は入れなかったが、公民館のところから一望できる場所で確認しました。後でソーラーパネルを設置する予定だそうですので、しっかり地域住民と話をしてくださいと依頼しました。ここは耕作放棄されたところで問題ないと思います。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号102番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 続きまして整理番号103番を審議します。市街化区域ですので事務局の説明をお願いします。
事務局		申請地は立川町5丁目、現況としては平成3年に建物を新築し、現在も建物敷地として利用しているものです。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となっております。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号103番について原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 整理番号104番を審議します。担当推進委員、伊藤委員の報告をお願いします。
伊藤委員		農業委員、事務局、申請者、私の4名で現地確認しました。現地は埋め立て地で、昭和52年に申請者が購入された。購入されてから一切耕作していない。現在は農業関係の資材を置いています。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号104番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 続きまして整理番号105番を審議します。担当推進委員、池本委員の報告をお願いします。
池本委員		農業委員、推進委員2名、事務局の4名で現地確認しました。非農地証明の④に該当

		します。問題ないと思います。
議	長	質問・意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号105番について原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 整理番号106番を審議します。担当推進委員、山協委員の報告をお願いします。
山 協 委 員		農業委員、事務局と一緒に現地確認しました。現地は以前水害によりまして、水路を変更し、30年以上前から隣の家の水路として利用されているものです。今回家を建てるにあたり、土地家屋調査士に依頼したところ、畑部分があるということで、非農地申請したものです。 転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地になり、問題ないと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号106番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。 以上で議案第43号「非農地証明について」を終了します。 続きまして、議案第44号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局		別紙の農用地利用集積計画をご覧ください。 利用権の設定をしようとするものが、新規2件で更新が9件となっております。権利種別の内訳は、賃借権4件、使用貸借権7件の計11件となっております。面積につきましては田が20,921㎡、畑の面積が16,640㎡、その他が894㎡の計38,455㎡となっております。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第44号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。 引き続き、議案第45号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		今日配布しました差し替えの方の資料をご覧ください。 権利の種別として、賃借権が5件、使用貸借権が2件の計7件となっております。面積は、田が2,895㎡、畑が5,297㎡の計8,192㎡となっております。

議	長 では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第45号「鳥取市農用地利用配分計画について」、原案のとおり決定することに 異議ございませんか。 (異議なし)
議	長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。 続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし) 報告事項 (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議	長 これで令和3年度 第7回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。 閉会 午後3時25分